服薬管理指導料算定対象者について（令和8年6月1日より）

服薬管理指導料1 （かかりつけ薬剤師・それ以外）	45点	3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）
	59点	上記以外

服薬管理指導料2	45点	介護老人福祉施設等（ショートステイも含む）に入所している　　患者様に訪問して行った場合（オンラインによる場合も含む）

服薬管理指導料3 （オンライン服薬指導）	45点	3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）
	59点	上記以外/在宅患者/在宅患者急変時

服薬管理指導料（特例）	13点	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下の場合

厚生労働省による令和8年度調剤診療報酬改定により、
服薬管理指導料が改定されましたのでご了承ください。